

# 新型コロナウイルス対策として活用できる金融対策等一覧

## 【農林漁業者向け金融】

令和2年3月19日時点

対象者	種類	問合せ先	資金等名称	貸付対象者	貸付要件	融資の内容
農林漁業者	公庫資金	日本政策金融公庫 高知支店 農林水産事業 088-825-1091	農林漁業セーフティネット資金 (日本政策金融公庫)	①認定農業者、林業経営改善計画認定者、認定漁業経営改善計画認定者 ②主業農林漁業者 農林漁業所得が総所得の過半(法人は総売上高の過半)を占める、または粗収益が200万円以上(法人は売上高1,000万円以上) ③認定新規就農者 ④集落営農組織	■災害 (台風、冷害、干ばつ、土砂崩壊、地震、雪害等) ■法令に基づく行政処分により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金 (C S F、鳥インフルによる殺処分や移動制限等) ■社会的・経済的環境の変化等により経営状況等が悪化している場合に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金 (新型コロナウイルス、農林水産物の不作等)	■借入限度額 ・簿記記帳を行っている場合 年間経営費の12/12または粗収益の12/12に相当する額のいずれか低い額 ・簿記記帳を行っていない場合 1,200万円 ■貸付金利 0.1% (R2.2.20現在) <金利負担軽減措置(利子助成)> 農業者・漁業者: 融資当初5年間の実質無利子 林業者: 融資当初10年間の実質無利子 ■償還期間 10年以内(うち据置期間3年以内) ■担保 実質無担保(担保は融資対象物件に限る貸付)
漁業者	国制度融資	高知県信用協業協同組合連合会 事業推進課 Tel 088-823-2251	漁業近代化資金 (5号資金のみ) ※種苗、餌料購入など養殖、増殖に係る資金	①養殖業者(個人) ②養殖業者(法人)	■新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等に対し、貸付当初5年間実質無利子化、実質無担保化、保証料当初5年間免除	■借入限度額 ・個人9,000万円、法人3億6千万円 ■貸付金利 ・0.1% (R2.3.1現在) <金利負担軽減措置(利子助成)> 漁業者: 貸付当初5年間実質無利子化 ■償還期間 5年以内(うち据置期間2年以内) ■担保 実質無担保 ■保証料 貸付当初5年間免除

## 【加工事業者向け金融】

対象者	種類	問合せ先	資金等名称	貸付対象者要件	貸付要件	融資の内容
農林水産加工事業者	公庫資金	日本政策金融公庫 高知支店 国民生活事業 088-822-3191 中小企業事業 088-875-0281	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫)	中小企業・小規模事業者・個人事業主 (フリーランスを含む)	○最近1ヶ月の売上が前年又は前々年比5%以上減少した方 ※個人事業主(フリーランス含む、小規模に限る)は、影響に関する定性的な説明でも可とするよう柔軟に対応	■融資限度額 中小事業3億円(別枠)、国民事業6,000万円(別枠) ■貸付利率 当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利 ※別途、当初3年間利子補給あり(条件あり) ■貸付期間 運転資金15年(据置5年)以内 設備資金20年( " )以内
	県制度融資	県経営支援課 金融担当 TEL: 088-823-9695	経済変動対策融資(金融機関が融資)	中小企業信用保険法に定める中小企業者等	○最近1月間の売上高等が前年同期に比して3パーセント以上減少している方	■融資限度額 5,000万円 ■貸付利率 2.27%以内 ■償還期間 7年(措置1年)以内
	保証対策	高知県信用保証協会 TEL: 088-823-3261	セーフティネット保証 4号 (信用保証協会)	中小企業信用保険法に定める中小企業者 →地域指定済み(47都道府県)	以下の要件をいずれも満たすこと。 ①指定地域において1年以上継続して事業を行っていること。 ②災害発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。(売上高等の減少について、市町村長の認定が必要)	■信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証 ■内容(保証条件) ①保証割合: 100%保証 ②保証限度額: 一般保証とは別枠で2億8,000万円
林業者・木材加工事業者	保証対策	独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証保証業務部 TEL: 03-3294-5585	林業・木材産業災害復旧対策保証	林業・木材産業を営む方で災害(林野庁長官の指定する災害)により直接的、間接的(主要取引先の被災等)に被害を受けた方 →「新型コロナウイルス感染症」が林野庁長官の指定する災害の対象に追加	以下のいずれかの要件を満たすこと。 ○指定業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比±5%以上減少の中小企業者 ○指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者 (売上高等の減少について、市町村長の認定が必要)	■通常保証限度額とは別枠で保証 ■内容(保証条件) ①資金使途: 事業の復旧、再建に必要な新たな資金 ②保証割合: 100%保証 ③保証限度額: 8,000万円(別枠) ④保証期間: 運転資金5年(特認7年)以内 ⑤保証料: 最大5年間保証料免除

## 【雇用対策(農林水産業者・加工事業者共通)】

対象者	種類	問合せ先	助成金名称	助成対象者	助成要件	助成内容
事業主	助成制度	高知労働局 職業対策課 TEL: 088-885-6052	雇用調整助成金の特例措置	雇用保険適用事業所の事業主であること	○事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する。 ※特例措置の内容等詳細は、左記問合せ先まで	■助成率: 中小企業2/3 大企業1/2 ※対象労働者1人1日当たり上限 8,330円 ■支給限度日数: 1年間で100日